

## 大村市就学援助要綱

平成28年7月28日

大村市教育委員会告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）

第19条の規定に基づき経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒（法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する者をいう。以下同じ。）に対し、就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、本市に住所を有する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 前年度又は当該年度において次のいずれかに該当する者で、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めるもの

ア 生活保護法の規定による保護の停止又は廃止の決定を受けた者

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により市町村民税が課されない者

ウ 地方税法第72条の62の規定による個人の事業税の減免、同法第323条の規定による市町村民税の減免、同法第367条の規定による固定資産税の減免又は同法717条の規定による国民健康保険税の減免を受けた者

エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条、第90条又は第90条の3の規定による国民年金保険料の全額免除を受けた者

オ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給を受けた者

カ 生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日付け厚生省社第398号厚生事務次官通知）の規定による生活福祉資金の貸付けを受けた者

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第44条の規定による日雇労働被保険者手帳の交付を受けている者

(4) 前各号に定めるもののほか、要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める者

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育的見地から特に必要と認める者に対し、就学援助を行うことができる。

（就学援助の種類）

第3条 就学援助は、次の各号に掲げる事項について行う。

(1) 新入学学用品費

(2) 学用品費

(3) 通学用品費

(4) 体育実技用品費

(5) 通学費

(6) 修学旅行費

(7) 校外活動費

(8) 学校給食費

(9) 医療費

2 前項の規定にかかわらず、指定校の変更（特別転入学を除く。）の許可を受けている児童生徒の保護者に対しては、同項第5号の就学援助は、行わない。

3 第1項の規定にかかわらず、本市が設置する小学校及び中学校以外の小学校又は中学校に就学する児童生徒の保護者に対しては、同項第5号、第8号及び第9号の就学援助は、行わない。

4 第1項の規定にかかわらず、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けている保護者に対しては、当該教育扶助を受けている部分に相当する就学援助は、行わない。

（申請）

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、教育委員会が別に定める申請書に必要な書類を添えて、児童生徒が在学する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている保護者については、この限りでない。

(認定等)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、認定の可否を決定する。

2 教育委員会は、前項の規定による決定を行ったときは、その結果を同項の申請を行った保護者及び校長に通知するものとする。

(支給方法及び支給額)

第6条 就学援助は、前条第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定者」という。）に対して、金銭又は現物を給付する方法により行う。

2 就学援助の支給額は、毎年度、教育委員会が別に定める。

(対象期間)

第7条 就学援助の対象となる期間は、第5条第1項の規定による認定を行った日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(申請内容の変更等)

第8条 認定者は、就学援助を必要としなくなったとき又は申請内容に変更があったときは、速やかに校長を経由して教育委員会に報告しなければならない。

(認定の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助を停止し、又は認定を取り消すものとする。

(1) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) 就学援助の辞退の届出をしたとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な行為により就学援助の支給を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、就学援助の必要がなくなったと教育委員会が認めるとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。